平成２７年（フ）第１５１号
福岡県久留米市山川町1251番地１　シャルムⅣ102号
債務者　小坪　清香
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛島　加代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５３９号
仙台市若林区上飯田２丁目26番12号
債務者　山田　義道
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月４日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
秋田県由利本荘市石脇字田尻野36番地29　小笠原洋子貸家２号室
債務者　木村ひと美
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　一史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第４５号
山形県南陽市川樋1999番地、前住所山形県上山市大石２丁目６番29号
債務者　黒沢　一史
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽生田　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第２４４号
群馬県伊勢崎市田部井町１丁目1067番地３
債務者　大美賀　孝
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　寿男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３８１号
大阪市東淀川区南江口１丁目３番25―510号
債務者　梅林　功
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　貴晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４５６号
大阪府八尾市南久宝寺２丁目６番地、前住所大阪府八尾市光町２丁目39番地1202号
債務者　稲井　透
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４６０号
大阪府豊中市東泉丘４丁目２番１―207号、前住所大阪市天王寺区筆ケ崎町５番53―915号
債務者　志村　敏之
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０３号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1070番地14
債務者　井手　康宏
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石光　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２００号
高知市福井町1428番地35、住民票上の住所高知市鳥越102番地２
債務者　石田　幸男
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山原　和生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０１号
高知市鳥越102番地２
債務者　石田　博志
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山原　和生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５７号
福岡県久留米市宮ノ陣町大杜429番地７、前住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目43番15号
債務者　津村　進
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　宏吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３７号
福岡県筑後市大字山ノ井914番地27
債務者　高橋　広義
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲家　淳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４５号
秋田県横手市大雄字西四津屋９番地３
債務者　阿部　彩子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第３４４６号
大阪市平野区長吉長原東１丁目11番８―104号
債務者　水上　麻美
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６１３号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目４番21号　幸梅ハイツ210号
債務者　角倉　康仁
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６８８号
大阪市浪速区敷津西２丁目１番25―707号
債務者　松田　茂
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部